
平成29年 第4回(定例)吉賀町議会会議録(第3日)

平成29年12月20日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成29年12月20日 午前8時58分開議

- 日程第1 一般質問 7. 藤升 正夫 議員
8. 大庭 澄人 議員
9. 大多和安一 議員
10. 三浦 浩明 議員
11. 桑原 三平 議員
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問 7. 藤升 正夫 議員
8. 大庭 澄人 議員
9. 大多和安一 議員
10. 三浦 浩明 議員
11. 桑原 三平 議員
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 松蔭 茂君 | 2番 三浦 浩明君 |
| 3番 桜下 善博君 | 4番 桑原 三平君 |
| 5番 中田 元君 | 6番 大多和安一君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |
| 9番 河村由美子君 | 10番 庭田 英明君 |
| 11番 藤升 正夫君 | 12番 安永 友行君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|--------|-------|--------|----------|-------|--------|
| 町長 | …………… | 岩本 一巳君 | 教育長 | …………… | 青木 一富君 |
| 教育次長 | …………… | 光長 勉君 | 総務課長 | …………… | 赤松 寿志君 |
| 企画課長 | …………… | 深川 仁志君 | 税務住民課長 | …………… | 齋藤 明久君 |
| 保健福祉課長 | …………… | 永田 英樹君 | 産業課長 | …………… | 山本 秀夫君 |
| 建設水道課長 | …………… | 早川 貢一君 | 柿木地域振興室長 | …………… | 大庭 克彦君 |
| 出納室長 | …………… | 中林知代枝君 | 農業委員会会長 | …………… | 吉本 茂生君 |

午前8時58分開議

○議長（安永 友行君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。7番目の通告者、11番、藤升議員の発言を許します。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） おはようございます。それでは、本日最初の一般質問を行いたいと思います。

本日の一般質問は、まず町長に対する定額の地域内交通実現をということで、2つ目には農業委員会の会長吉本さんに町の農業の実態と課題解決への道筋はということでお聞きをいたします。また、3点目に柿木のバス待合所、ここのトイレの設置をということで聞いていきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、町長にお伺いをいたします。定額の地域内交通の実現、町内バス運賃の引き下げを求める質問であります。町長は所信表明において、医療体制、福祉の充実に続けて、通院や買い物などに既に支障を来し、また、将来そのことが危惧される住民の皆様のために、地域内交通の検討なども行ってまいりますと述べられました。この検討に当たっては、昨日の一般質問と9月議会において総務常任委員会から報告された地域公共交通及び交通弱者・買い物弱者対策についての提言と合わせ、利用者負担についても検討を行い、バスなどを利用される方の負担軽減

が必要と考えます。

その理由は、みずからの通院、買い物だけでなく、家族の付き添い、面会など、家族への思いを実現するために1回の往復で最低600円を必要としている、この料金を下げるといことです。利用料を引き下げ、外へ出かけていける環境を高めることが重要と考えているからであります。

デマンドバスなどの運行に伴う赤字部分については、これまで県から生活バス路線確保対策事業補助金が一部出ています。基準は赤字部分の3分の1となっておりますが、予算の範囲内ということで、実際には赤字部分の2割程度となっております。新聞報道によりますと、島根県には収支改善したところに手厚く配分するという動きもあるため、ほかの財源として過疎債の対象事業としてソフト対策事業がありますが、この中の住民の日常的な移動のための交通手段の確保というものもあり、現在、この過疎債のソフト部分については限られた配分であり、また、その枠そのものも、今、ほかの自治体との関係もあり、少なくなっているということもお聞きをしておりますが、この過疎債の活用と合わせ検討を求めるものですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） おはようございます。

それでは、1点目の定額の地域内交通実現をとということについてお答えをしたいと思います。町が運行費用について助成をしております町内路線及び日原駅への広域線の状況について申し上げますと、運行費用が4,084万1,000円に対しまして、収益は1,258万5,000円となっております。収支でいえば2,825万6,000円のマイナスとなっている状況でございます。公共交通の確保対策であり、収支をプラスにするつもりはございませんが、自家用車を利用しても燃料代が数百円はかかるとお考えしますので、現行の利用料金はおおむね適正と考えているところでございます。なお、身体障害者手帳を所有している方につきましては、その級に応じて運賃割引を行っておりますので、申し添えておきたいと思っております。

また、料金の引き下げによる利用率の向上を図り、出かけやすい環境整備を、とのことでございますが、既存の公共交通では支障を来す通院・買い物困難者などの対策として、新たな地域交通を考えるよう予定しておりますので、その中で総合的に判断をしてみたいと考えております。

また、地域のニーズに合わせて、介護福祉機関との連携による福祉有償運行や自治会との連携による自治会輸送なども選択肢としなければならないと思っております。ただし、ここで留意しておかなければならないことは、それぞれの地域で社会資源、ニーズ、道路状況など取り巻く環境が一律ではないということでございます。したがって、地域事情を十分配慮した制度設計に努めてまいりたいというふうに考えております。

島根県の補助金につきましては、今、お話もございましたが、増加の一途にある生活交通確保

対策交付金について県が見直しを行うという報道があったところでございます。現在は、市町村が負担する経常欠損分のうち、一定のルールに基づき交付されるもので、補助金額は対象となる経費を路線の種類に応じて2分の1から3分の1以内となっていますが、予算総額との関係から、近年は約4割程度減額されているという状況でございます。今後につきましては、平成31年度から財政力指数等を勘案する制度となるよう改正される見込みでございます。今後の状況に十分注意をしまいたいと思っております。

また、交通手段の確保対策につきましては、御指摘のとおり、いわゆる過疎ソフト事業の対象となるものでございます。しかし吉賀町の場合は、配分額全てを現在、子育て支援事業や吉賀高等学校の魅力化支援事業等、ほかの事業へ充当することとしておりますので、現状では、この運行費用の助成に充当することは困難な状況であることを申し添えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 厳しい御答弁をいただきましたが、財源を別にしてという条件をつけて、改めて利用者のことを配慮したことをお伺いするわけですけれども、バスを利用する人は通学や通院、買い物だけでなく、少し離れたところの友人や親戚に会いに行くとか、文化活動、社会活動への参加など、社会人として当たり前の大切なことを実現するために、交通にかかる利用者負担の軽減は必要と考えるか。特に、高齢者の場合は、年金そのものが少ないという事情を考慮し、その点について財源を別にして考えた場合のお考えを伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど御答弁申し上げたとおりでございますが、財源の問題につきましては、新たな財源ということ、これはきのうのほかの通告の内容でも御答弁させていただきましたが、財源につきましては新たな財源をつくるというのも大きな仕事でございますので、そこら辺を全体の財源確保という中で考えていかなければならないと思っております。

それから、利用料の軽減のことでございますが、これも先ほど申し上げましたように、財源をどのぐらい確保して、その中で住民の方の利便性、費用対効果、こういったところを総合的に勘案をさせていただいて、利用料金のことについてもあわせて検討をさせていただきたいということでございます。現段階で、それじゃあ利用料の軽減を図るということの明言はできませんので、今後の検討のところでも今のようにさせていただいたらというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 国は交通政策基本法、また地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を制定し、地域公共交通についての定めをしております。交通政策基本法の中で、この5条の第6項ですが、「地方公共団体は地域公共交通網形成計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者、その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措

置を講じなければならない」と示しておりますし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の中での文です。改めます。このように、吉賀町で地域公共交通について検討される時、関係者また利用者、そういう方々の意見が反映される、そのような取り組みが必要と考えますが、その点についてどのようなお考えか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、御紹介がありました法律の趣旨を十分勘案をして、今、企画課のほうで所管をしておりますが、交通会議がございますので、そちらのほうへお諮りをするということは当然のことでございます。

それから、所信で表明しましたように、新たな域内交通をもう一回再構築するということがございますので、当然、住民の皆さんのニーズにお答えをするということが第一義的なところで必要になってまいりますので、方法はいろいろ想定されますが、いずれにしても最終的な会議にかけるまでのところでは、より多くの皆さんの御意見が反映できるように、それから、その集約ができるような手法をとってまいりたいと思います。

それから財源のところでは申し上げますと、先ほど議員のほうからもございましたが、県の交付金の見直しが行われるということがございます。財政力指数に応じて、その改善を図るというようなお話も今聞いておりますが、県といたしましては、各路線の収支の改善計画を策定をさせていただいて、その動向を見ながらということもございますので、そういった面で、しっかり努力をさせていただいて、少しでも県の交付金がいただけるようなことも、やはり考えていく必要があるかと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今、県のことも言われました。県のほうは来年の10月をめどに、県と一定の方向を出すということでもあります。町での検討のスケジュールについて、現時点でどの程度まで考えているか、計画についてどのようになっているか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 県のほうは、今、御紹介ありましたように、来年の10月からということでございますが、それに向けて担当課のほうで幾らか想定したスケジュール、それから今やっていること、実務があるようでございますので、担当の企画課長のほうから申し上げたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 現在、公共交通に関して検討している内容について、まだ決定事項ではございませんが、経過について報告させていただきます。

現在、先ほど町長が申し上げたとおり、地域公共交通会議というのがございまして、その中に

は島根県の関係者、国の関係者、運行事業者、それと地域代表として公民館長を加えまして会議を開催しているところでございます。先ほど説明がありました身体障がい者割引等、そういうふうなことも全てこの会議で決定しております。

来年度に向けましては、今の地域事情ということで、まだ決定事項ではございませんが、住民アンケートや利用者アンケートを行いまして、その結果をもって住民代表からなる委員会で協議をしまして、最終的に地域公共交通会議にかけて計画を決めていきたいと今、考えているところでございます。一応、来年度中を目途に検討したいと思っております。

それと、一方、地域の動きでございますが、保健福祉課のほうが中心となりまして、今の社会福祉協議会と合わせながら朝倉地域の一部地域におきまして、地域交通の検討もなされておりますので、この動きも見ながら、また地域交通についても検討といいますか、制度設計をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 十分な住民の方々の思いをしっかりと受けとめた検討をされることを期待をし、次の質問に移っていきたいと思います。

最初に申し上げましたように、本日、吉賀町農業委員会会長吉本さんに来ていただいております。それでは、会長への質問をさせていただきます。

議題は吉賀町の農業の実態を踏まえた課題と解決への道筋についてであります。農業委員会と議会のかかわりは昨年5月9日に行われた改選前の町議会経済常任委員会と農業委員会農政部会の皆さんとの意見交換会がありました。荒廃農地の拡大、農業後継者不在で、集落そのものの衰退へつながっていく危機感が強く感じられるものでした。吉賀町農業委員会は、ことしの農業委員会日より第12号の農業委員会の仕事の中で、建議や要望について解説をしておりますが、その内容は「農業・農業従事者の利益代表機関として意見を集約し、町に対し建議・要望等を行っています」、このように書かれてありました。農業委員の皆さんはみずから農業に従事し、経営に携わっておられます。また、毎年耕作放棄地を中心とした調査を初め、農地のパトロールをされています。農業委員会の中で吉賀町農業の現状、特に担い手として位置づけられている生産者、生産団体の現状と、そうではない生産者の現状について話し合いをされてこられたでしょうか。町のホームページで公開されている毎月の農業委員会総会の会議録を見る限りでは、このような話し合いをされてきたところは見当たりませんでした。吉賀町農業の現状について、農業委員会の中で話し合いを持ったか、お聞きをいたします。

2点目に、ことし5月30日に町農業再生協議会総会が開かれています。会長は再生協議会の副会長も務めておられるので御存じのことと思いますが、ここに提出された吉賀町農業再生協議

会水田フル活用ビジョンの中で、「吉賀町では農家1戸当たりの耕作面積が65アールと小規模で、水稻を基幹作物として他の作物とを組み合わせた小規模複合経営を基本とした兼業農家が主となっている。こうした現状の中、農業従事者は約9割が60代以上と高齢化が進んでおり、耕作放棄地と農業後継者不足が進んでいる。今後も農地中間管理機構と連携し、地域の中心となる経営体に農地を集積することで水田の活用を図っていく」としておりました。

吉賀町の農地集積の状況は、農業委員会の活動計画によると、農地台帳面積1,055ヘクタールのうち226ヘクタールを集積し、その割合は21%となっています。町内の担い手と言われる人たちへの農地集積の余力は、どの程度あると考えるか、お聞きをします。

なぜ、荒廃地がふえるのか。農産物をつくって販売し、後継者を育てながら再生産できるだけの十分な収益を得られると考えられないところに問題があるとは考えられないでしょうか。

農水省のホームページには、EU、ヨーロッパ諸国加盟国による共同体やアメリカ合衆国など、世界の農業政策が紹介をされています。EUの共通農業政策には、最低価格の保障と農業者の収入の補償というものがあります。安心して農業に従事するためには、米の個別所得制度の復活を初め、所得補償と価格保障の制度が必要と考えます。会長の御見解を求めます。

最後の4番目ですが、農業委員会の設置の根拠となる農業委員会法は2年前の平成27年8月に改定されています。このとき、任意業務であった農業及び農民に関する事項について、意見の公表、行政長——これは各庁大臣、都道府県知事、市町村長などですが——行政長への建議または諮問への答申という条文が法的根拠がなくても行えるという理由で、今の意見の公表や建議という言葉が削除されてしまいました。このような中でも、行政のつくった農林業総合政策に対する意見をまとめて公表しているところもあります。農業委員会として、農業生産者の実態に基づき、吉賀町農業の課題解決に向け、意見の公表や建議を行うことについて会長はどのように考えるか。

以上、4点でありますがお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 吉本農業委員会会長。

○農業委員会会長（吉本 茂生君） 現在、農業委員会の会長を仰せつかっている吉本でございます。藤升議員の質問にお答えしたいと思います。

これまでの農業委員会は、農地法に基づく農地の売買や貸借の許可、あるいは農地転用案件への意見、遊休農地の調査・指導などを中心に、農地に関する事務を執行する行政委員会としての機能が主体で、御質問にあるような吉賀町の農業の現状や担い手農業者または個人の小規模な農家の方の現状等に関しての議論は余りできていないのが現状でございます。

先日、事務局より全員協議会で説明させていただいたと思いますが、平成28年4月1日に施行された新しい農業委員会法では、これら農地法等の業務に加え、担い手への農地利用の集積・

集約化や遊休農地の発生防止の解消、新規参入の促進といった農地の利用の最適化の推進が加わりました。この農地利用の最適化の推進を推し進めるに当たっては、農業者の方と直接お話する機会をふやし、農業従事者と深いつながりを持つことが必要で、それは農家への戸別訪問、座談会等への積極的な参加となります。このことは単なる連絡調整に終わらず、農業者の抱える問題や農業政策に対しての御意見、御要望を直接聞く重要な機会にもなってくるものと思われま

す。また、質問の要旨にもありますように、昨年度、議会の経済常任委員会の皆様とも農業政策の意見交換会をさせていただきました。こういった機会も積極的にふやしていき、さまざまな意見をお聞きすることによって、より幅の広い政策提言が行われるように、またあわせて、農業委員、推進委員一人一人の視野の広がりにつながればと思います。

農業政策への提言ということで、農業委員会は行政機関に対し農地利用の最適化推進の意見提出を行うこととされています。これは農地利用の最適化に関することだけの限定的な意見というだけではありません。担い手への農地集積、遊休農地の解消、新規参入の促進等を進めるためには、さまざまな対策が関連してきます。農業委員会は地域農業や農地の実態を踏まえ、現場での実践に基づいた具体的で説得力のある農業政策の提案を行い、農家の代表、農地の守り手としての役割を果たすとともに、行政並びに関係機関と協力しながら、この実現に取り組んでいきたいと思っております。

2点目の質問に関しましては、当委員会として根拠となる数字等を把握しているわけではございませんが、米価の下落、米製作の縮小等、担い手を含めて稲作農家としては意欲的に耕作面積の拡大に取り組めない現状にあるのが事実だと思います。また、担い手の高齢化、新規の水稲担い手がないということもあり、担い手としての余力はほとんどないと思われま

す。次の質問につきましては、平成29年3月22日の吉賀町議会より、米の所得補償交付金の復活を求める意見書の提出を初めとする所得補償について、私個人の意見となりますが、吉賀町の水稲農家の声、現状から察しますと、町議会で提出された意見書の内容と同じと思っております。

新しい農業委員会法に対応して、近いうちに農業委員と推進委員を募集する予定でおりますけれども、新しく体制が整い次第、新体制のもとで実のある農業行政のために努力する所存でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ありがとうございます。

今後についての御答弁でありましたが、私はここで、なぜこれまで吉賀町農業、また生産者の立場での議論ができなかったのか。もともと農業委員会法の中で、先ほど紹介したように、意見の表明・建議等できることにもなっており、過去には、旧六日市町時代ではありますが、建議等

も行っておりました。そういうことから後退をしているというふうには認識をしておりますが、なぜこれまで議論することにならなかったのか。この点について改めてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 吉本会長。

○農業委員会会長（吉本 茂生君） そういうことを言われるのが、私もごもっともだと今回思っております。いわゆる農業委員会というのは、農地法を守る意味で、農地を守るというような基本に立っての問題について、毎月1回、農地の移動、その他についての総会を開いて質疑をする、返答するようなことが主でございまして、その行政的な方面まで行くというふうなことは、正直言って、今までは習慣としてありませんでした。

今回、また農業委員会法が変わって、農業委員が半分と、それから推進委員が半分、その両者が各地域をもっと具体的に当たれというふうな色が濃くある農業委員会法であります。そういうことを思うときに、町の委員会と質疑を交わしたようなことが、これからどんどんあつて、農業委員として知っていることは町政に生かし、そういうふうな形での活動がより大事になってくるというふうに思っておりますけれども、今までは言われるように、確かに行政的な面への思惑は、余り表に出てこないような委員会で行っていました。反省しております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の農業委員の皆さんの任期が来年の5月22日となっております。それまでは任期もごぞいます。毎月総会を開かれて協議もされておられますので、ぜひとも今の委員の皆さんのメンバーの中で、このような問題についての御検討というのはいしていただいて、生産者また農業全般、流通も含め、かかわってこられている人たちの状況、これらについても、ぜひとも委員会の中で協議をされることを望むわけですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 吉本会長。

○農業委員会会長（吉本 茂生君） 先ほども申しましたように、新体制への移行が今、来年の5月に近づくとということで、来月に入れば、今度の農業委員なり推進委員の募集といいますか、今までは選挙によって農業委員全部を選ぶことが主でしたけれども、今度は農業委員と推進委員が自薦、他薦で、自分の立候補するという意思表示、それからほかの者から推薦されてやるというようなことで、農業委員はそういう形できめるようになっておるようです。それで、農業委員を現在どれぐらいにするかというのは、津和野を目途に12人農業委員を決めて、それから推進委員を10人だったと思いますが、ような形で、年が明けたら早速に取り組んで体制を整えるという形になっております。

そうなったときに、先ほども言われましたように、現在の農業委員会の中に農政部会という部会がありまして、本来はそれが農政的なことに対して、町へのいろいろ意見を具申する、その他の活動がなされるべきであったんだと思いますが、それがそういうふうになされておらずで

した。改めて、今ちょうど組織が変わる時期ですので、そういうことの旧農業委員としての対応が即できるかどうか、ちょっとはつきり申し上げかねますけれども、新しい体制のために、今、一生懸命頑張っておるところですし、今までの反省を含めた意味での新組織の構築に向けて頑張っていきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 新組織に向けて準備をされているということについては異論もないわけでありまして、今回の定例会におきまして、農業委員に関する条例等の改正も議会に提出をされているわけですが、先ほど質問したように、今のメンバーの中で、やはり検討を、状況をしっかりとつかんで、そして建議なり行い、その流れを次の新しい委員会に引き継ぐということが重要ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 吉本会長。

○農業委員会会長（吉本 茂生君） 言われることはよくわかりますし、できれば今からそういうふうな形でやっていったらと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、3番目の質問であります。柿木バス待合所のトイレ設置を求め、町長に質問をいたします。国道187号線の柿木分庁舎前から福川、椈谷へ向かう県道3号新南陽津和野線の柿木小学校への入り口付近、今、工事中であります。ここにありました柿木バス停の待合所はトイレが併設をされていましたが、現在は解体され、移設先にはトイレがありません。バスを利用される方から、「トイレがないと困る」「ゆっくり歩くことしかできないので、駐車場のトイレまで行っている間にバスが来てしまったらと不安で仕方がない」と強く訴えられました。寒さも厳しくなり、トイレが心配でお医者さんに行くとか、買い物に出かけることをためらう方の思いを受けとめ、バス待合所近くにトイレの設置を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 柿木バス待合所のトイレ設置についてお答えをしたいと思います。

県道改良工事により、柿木バス停の位置が変わったこともありまして、バス待合所の移転を行いました。解体前の下須方面行きの待合所にはトイレが設置されていましたが、土地の所有者から土地の返還を求められたため、解体せざるを得ませんでした。移転先の用地は県道工事の残地を借りて建設したものです。そのため、用地は大変狭く、停留所へのトイレ設置は不可能となっております。また、隣接地の所有者がほかの利用計画をお持ちでございましたので、土地をお借りすることもできませんでした。

柿木村地域振興協議会から7月20日付で柿木バス待合所について、広い待合所と多目的トイ

レの設置についての要望書が提出されましたが、先ほど申しあげましたような内容で用地が確保できないことから8月10日付で設置は困難である旨の回答を行ったところでございます。

その後、柿木村地域振興協議会においては、トイレの設置について、用地の選定や地元住民の合意を得た上で、再度要望を検討されているとお聞きしておりますので、町としましては協議会での検討結果をお伺いした上で、施設整備のための用地確保や周辺住民の合意が得られるようであれば、トイレの設置について前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 前向きに検討するという事でお伺いをいたしました。実際に、今、バスを利用されている方々、先ほど言いましたように、これから寒くなる、そういう中でトイレ等を心配しなくてもいい環境をつくるために、短期間ではあるかもわかりませんが、仮設のトイレの設置、このことも検討していただきたいと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 仮設トイレの件についてでございますが、柿木村地域振興協議会での検討結果を受けて、町がトイレの建設を行うということになれば、設置の検討をいたしますが、これも周辺住民の合意と清掃等の管理を行わなければならないわけでございますので、これらのことを勘案して、対応が可能かどうかの判断を行うことになろうかと思っております。現時点ではそういった答弁しかできないということで、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 振興協議会との関係の中で行われるものだという事でお聞きをいたしました。

同じく、移設されたバスの待合所の関係で求めるわけですが、下須方面行きのバスの待合所ですが、私が現地を確認したのは11月ですけども、その時点でも日差しが強く入り込んで、夏場になるとさらにその日差しも強くなり、暑くなるのではないかというふうに思われました。現地をよく調査をしていただき、待合所で待つ人への配慮を含め対策を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） この件につきましては、現状を説明する中で御理解をいただいたらと思っておりますが、現状は敷地いっぱい待合所を建てておまして、仮に入り口に遮光のためのひさしをつけることといたしましたら、柱が必要となり、それは県道用地に入り込む格好になりますので、法規上許されないということになるわけでございます。入り口にドアをつけるとしても、開口部が狭くなり、使い勝手が悪くなるということでございます。こうした状況でございますので、現状で御理解をいただいたらというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 私の理解する県道というのは、道路側溝までであるというふうに考えております。道路側溝と今の待合所、幾らかスペースがございます。ですから、一定の差しかけを道路側溝に至るまでの中で設置をする。しかも差しかけの屋根の高さ、これは幾ら低くても1.8メートル以上は確保しなければならないと考えますが、あくまでも道路にかからないまでのところでの差しかけ、そして横に今窓が、固定の明かり、それからバスが来る様子を見ることができるようガラスの戸になっております。固定されているものですからあけることはできません。ですから、これを開放可能なものに変更するという事も検討していただきたいと思えます。

ただし、実際にどの程度の効果があるかということについて、私の中ではこれだと言い切れないうもでございますので、これから寒くなりますので必要ないと思えます。暑くなったときに利用者の皆さんの御意見をしっかりと伺って、対策をするというほうが、より費用対効果ということをよく言われますが、それに合致をするんじゃないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、現状の詳しい御説明がございました。再度、現地の調査もさせていただき、それから、日差しの対策でございますので、時期の問題もでございます。また時期を見ながら、現地のほうで調査をさせていただいて、対策が可能であればそのようなことになろうかと思えますが、まずはもう一度、現地のほうで確認をさせていただくという作業から始めてまいりたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ありがとうございます。これで質問を終わります。

.....

○議長（安永 友行君） 以上で、7番目の通告者、11番、藤升議員の質問が終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前9時50分休憩

.....

午前10時01分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番目の通告者、8番、大庭議員の発言を許します。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 私は、初めて議員になりまして、今回2件の通告をいたしております。

まず、1件目は住宅整備について。2件目が人口流入策についてということでございます。私、選挙を通じて町内をずっと回りましたんですけど、そのときに感じましたんですけど、蔵木地域——地域、地域と余り言うちゃいけんと言われますけど、やはり行政というのは全体を見ながら、また地域も整備してそして成り立つ、また、バランスをとるという意味でやはり、私は今回蔵木地域にちょっと絞っての話になりますけど、どうぞ御了承ください。

まず、1件目の住宅整備についてですけど、今、人口減少問題が世間で大きくクローズアップされておりますが、現在、当町においても確固たる政策を講じる必要があり、中でも住居問題は雇用機会の確保とまた、医療環境の整備、充実と並んで最重要課題と考え、10年、20年先の中長期的視野に立って、大規模住宅整備は大変重要なことだと思います。

蔵木地域も例外なく少子高齢化は進み、中でも児童生徒数は極端に少なく、住宅の提供があるなしにすごく若者の定住に絶大であることは、他地域と比較しても数字で証明しております。

早急に対策を講じるべきと考えますがいかがでしょうか。幸い蔵木の重則地域に町有地4,938平米、これは縦貫道つくるときに旧生コンの製造跡地であります、そこに町有地がありこれを有効利用すべきと考えますがいかがでしょうか。

以前より、地域住民の多くから住宅建設の要望が強く、また地域活性化にも大変有効的で、地域疲弊に歯止めをかけ、地域間格差是正の上でも大胆な若者定住団地の建設を推し進めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それではまず、住宅整備についてお答えをさせていただきたいと思えます。

吉賀町では、町の公営住宅政策及び整備方針を明らかにする、第2次吉賀町公営住宅等長寿命化計画を平成29年3月に策定をしたところでございます。この計画は平成29年度から向こう10年間の吉賀町の住宅整備計画について、団地ごとに整備方針を明らかにしたものでございます。

また、長期的な人口減少を見据えた公共施設の管理運営を行うために、公共施設等総合管理計画を策定しておりますが、この中でも町営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づいて、計画的に建てかえ更新を実施することとしておるところでございます。

この長寿命化計画の中では、平成29年2月現在、235戸の全ての町営住宅について、調査分析を行いました。昭和47年から昭和58年ごろまでの公営住宅の入居要望の多い時期に建設された古い住宅が多く、耐震性の問題などから緊急性を有する耐用年数を超えている公営住宅から順次建てかえをすることとなっております。現在、この計画に沿って国の社会資本整備総合交付金によって、この建てかえ事業を実施しているところでございます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私も数カ月間、住民の皆さんといろいろなお話をさせていただき中で、やはり住居問題、とりわけその子育て世代の方の住対策についていろいろな御意見をいただきました。それぞれ地区も歩かせていただきまして、個別にお話をお伺いしたところでございます。今、議員のほうからお話ありましたように、当然住居対策は重要な案件だと思っております。今回の質問にありますように公営住宅の問題もしかりでございます。

必要であればということでございますが、これは、今あります計画がどういった根拠をもって必要かどうかというところの部分が、まだまだ漠然としたところがあるのだろうと思えます。しっかり町内全域にわたってのニーズ調査等もさせていただいて、必要であるということであれば、じゃあどの場所への程度の公営住宅を建てるのか、そのことによって各地区、それから全町的にどういったやっぱりメリットが出てくるのか、効果が出てくるのか、この辺をしっかりと精査をさせていただいて、場所の選定もしっかりやっていかなければならないと思えます。

とは言いましても、ああして今お話がありございました蔵木もそうですし、七日市とか朝倉とか、それぞれ先行して住宅も建設させていただいております。間違いなくすぐ入居されるという状況でございますので、必要なところへ必要な棟数を建設すれば間違いなくそこへ入っていただいて子育てをしていただくということが可能だと思えますので、そこらあたりの全町的な、ニーズ調査もさせていただいて、それを先ほど申し上げました計画の中で5年ごとに更新がございまして反映をさせていただくというところから作業を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 5年ごとの作業ということでございますが、5年待ったたら蔵木はどうなるかと思うと、ちょっとそら恐ろしゅうなりますけど、やはり先ほど言われましたように、防災面、道路あるいは下水、水道等環境面もあるかと思えますが、先ほど言いました重則地域は道路もあり、環境もそんなに悪くなく、昨日もありましたけど、下水道は蔵木地域は整備されておられませんので、初見以外は。そういう意味ではあれですけど、水道は当然あそこは通ってると思えますし、そんなにインフラ面では支障はないかと思えますし、あとは先ほど言われましたが需要面かと思えますけど、需要は生まれてくると思えますし、やはり積極的に地域住民もかかわって行ってそういう環境は整えていこうと思えます。

そういったことで、5年をめどにということですけど、やはり5年間待たずに蔵木地域にもやっぱりこを入れていただかないと、蔵木の疲弊度ちゅうのは、先ほど言いましたように選挙で回っていて、他の地域とちょっと比べものにならないほど、町長も感じられたと思えますけど、進んでおります。やはり、行政のバランスという観点からも、やはりちょっと重く受け止めてい

ただいて考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私も同じように現地を歩かせていただいて、蔵木に限らず町内全域にわたって本当に疲弊の度合いが、頻度がすごいなというのは実感しておるところでございます。

それから、先ほど申し上げました計画の5年の更新、これあくまで基本でございます。担当課のほうの見解では、緊急度の要するものはそれは毎年の更新も可能であるというようなお話聞いております。ただ、これは県との折衝が当然必要になってまいりますので、そこらあたりの事務的な手続も必要かと思いますが、努力をしてみたいと思います。

それからインフラのことがございました。あそこは旧生コンの工場があった跡だと思います。現場を私も承知をしているつもりでございます。仮にあそこを造成をするということが必要になってまいりますけど、仮にそうしたことをやれば橋を渡って道路が下がっておりますので、そこをどうするのか。それからそうしたときに、側溝の水の対策をどうするのか、そういったことがありますし、それから昨日もお話がありました下水の問題。それから通年で水はございませんが高津川の堤防が後ろにあるというようなことでございますので、そういった危険性がどうなのか。こういったことをいろいろ精査をさせていただきますと、じゃああの場所へ、御指定のあった場所へ公営住宅を建てるための造成をするということには至らないと思いますので、そこらあたりもしっかり検討させていただいた上で御要望のありました場所のほう、公営住宅の建築の計画のところへ区域を入れていくかどうかということを経営的に勘案をさせていただいて、事務のほうを進めさせていただきたいと思いますので御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 私、重則地区にこだわるわけではありませんので、とにかく蔵木地域に住宅、そして地域の宝である子供がたくさん走り回るような環境に蔵木もなってほしいと、そう願う一存であります。また、重則地域もちょっと川と同じぐらいのレベルなんかちょっとよくわかりませんが、それは埋め立てれば済むことであり、埋め立ての砂利というのはいっぱいありますので、そこら中にありますからそれはあれですし、また下水のことを言われましたけど、下水は町として蔵木地域を整備するつもりがあるのかないかですごく変わってくると思うんですけど、ないのじゃったらもう、下水を盾にだったらもうする意欲がないちゅうにとられますけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 下水道のインフラの整備でございますが、これはそれこそ蔵木地区に限らず全町的な問題でございます。以前、柿木地区でもそういったお話もいただいておりますので、これはまた計画の更新ということであれば、全町的に蔵木に限らず全町的な問題として対策を講

じていく必要があるかと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） これ以上何してもあれだと思しますので、全体的な町長の答弁から察しますと、やはり需要等いろいろな環境を整えれば考えて、よい方向に計画を進めるという受け取り方でよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いろいろ事務的な整理もさせていただいて、先ほど申し上げましたが、そこにやっぱり必要だということになれば、まずは計画の見直しからということにございますので、今この段階で将来的に希望が持てるような答弁を無責任に発言することができませんので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） わかりました。これから、町も人口現状維持でいくのか、それとも少々減ってもやむを得んとかいろいろあるかと思っておりますけど、やはり、現状維持もしくは人口増というのは大変難しいことですので、現状維持、辛うじて現状維持ということになるかと思っておりますけど、やはりそういった意味でも積極的な行政というのを考えていく。また、昨日も答弁されていましたが、課題は解決しなくちゃあいかんということであり、これも蔵木地域の一つの課題であるので、やはりそういった面でも町長の頭の中に入れておいていただきたいと思っております。

最初の質問は終わりました、2番目の質問であります。大変この1問目と2番目はほとんど関連が深いんですけど、人口流入策についてですけど、人口流入策は改めて私が申すまでもなく必須要項と思われませんが、人口減少の悪影響を再認識する意味で、今現実に関心、進行しつつあることを述べさせていただきます。

まず、人口減少に伴い、ほとんどの事業を縮小せざるを得ません。現実にある農機具メーカーが吉賀町から撤退してどこかに行かれ、私どもは非常に困っており、そういうこともあります。また、そういったことで不便となる、ますます生活がしづらく、そして地域そのものが成り立たなく、周辺にも影響は広がっていき、既に各地域で少しずつ起こりつつあります。空き家がふえ、農地が荒れ、山が迫ってきているという現状があります。農協の支所がなく、中学校も統合の方向で進められており、バスも乗客数が少なく、タクシーでときどき対応しているという状況もあります。

10年20年先を考えると本当に恐ろしくなります。中心市街地に集約化しても、いずれその街すらも縮小へと向かわざるを得ないのではないのでしょうか。U・Iターンの促進や企業誘致、観光支援等既に行われていますが、今当町には眠っている観光資源が幾つかあり、もっと掘り起

こしが必要じゃないかと思いますがいかがでしょうか。

観光は、流動人口ではありますが、いろいろな地区から多種多様な人々が来られるわけですから、地域住民あるいは町民にとっていい刺激になり、やはり活性化されると思います。定着人口に結びつく企業誘致活動はなかなか難しく困難かと思われませんが、誘致に際してはいろんなどんな業種等を選ぶのかといった企業誘致のノウハウ、あるいはセールスポイント等も必要であり、どのようなものが町は思っておられるか、また現状も踏まえてお尋ねします。また、町民の起業にも力強く、視点を工夫して支援していくべきではないかと思われませんが、以上質問いたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の人口流入策についてお答えをしたいと思います。

国における、まち・ひと・しごと創生法の制定、地方創生対策の推進、吉賀町における人口ビジョンや総合戦略の制定等については、きのう1番議員の御質問にもお答えしたとおりでございます。

吉賀町の総合戦略におきましては、基本目標を大きく4つ掲げております。1つ目は安心して働ける仕事をつくる。2つ目は結婚、出産、子育ての希望を叶える。3つ目は新しい人の流れをつくる。そして4つ目は協働と連携により住みよいまちをつくるということでございます。仕事をつくるためには人材の育成と企業誘致の促進、子育てのためには環境の整備と経済的負担の軽減、そして流れをつくるためには移住支援や住宅整備、住みよいまちのためには公共交通や医療体制の支援などに重点を置いていこうとしておるところでございます。

特に、議員御指摘の人口流入対策としての移住支援といたしましては、よしか暮らし相談員及びよしか移集支援員を企画課のほうへ配置をいたしまして、情報発信、移住相談、移住希望者の案内、移住後の支援などを行いながら転入超過の実現に向けて取り組んでおるところでございます。

観光についてのお話もございました。御指摘のとおり、活用しきれていない資源も多くございます。水源会館を初めとした既存の施設の有効活用や、観光協会等、他団体との連携による吉賀町らしい観光を推進してまいりたいと思います。

企業誘致につきましては引き続き推進していきますが、近年全国的な問題として、人口減少や若者世代の空洞化から人材確保の難しさが言われており、この吉賀町でも同様の課題があり、町の主要産業における人材供給が厳しく、雇用の場という観点から地域の存続への大きな不安要素となっているのも事実でございます。

既存の企業対策として、昨年6月から吉賀町人材確保定着推進協議会という組織を立ち上げまして、人材の確保や定着率向上を目指し、中長期的な取り組みによる地元で安心して働き続けられる仕事を維持し、雇用及び定住の促進を図ることを重点的に行っているところでございます。

また、企業誘致に際しての優位性、セールスポイントは何かという御質問がございました。このことについて私の考えを少しだけ申し上げておきたいと思えます。

まず1つ目といたしましては、豊かな自然の中で働くことのできる雇用環境のすばらしさがあるということ。2つ目といたしましては、地震、台風などの自然災害が比較的少なく、安心安全な職場環境があるということ、もしくは期待できるということ。そして3つ目といたしましては、高速道路のインターチェンジがございまして、空港や新幹線へのアクセスが全般的に有利である。また、広島、岩国さらには周南、下松、山口、こうした都市部と比較的近いなど中山間地としては比較的恵まれた交通アクセスがあると、こういったことがおもなセールスポイントではないかと思っております。

さらに、起業支援についての御紹介もございました。このことにおきましては、人材育成、後継者担い手対策などの観点から、数年実施をしております「よしか立志塾」の継続の開催、あるいは助成制度の拡充などにも取り組んでまいりたいとそのように考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今、起業の、よしか立志塾ですか、その塾の現状と成果ですか、そういったものをちょっとお尋ねしたいんですけど、どのような、そこから卒業されて起業を計画しているようなあれはありますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私、申し上げました立志塾の件でございますが、これまでの現状等につきましては所管を産業課のほうがしておりますので、産業課長のほうからお答えをさせていただきますと思います。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、よしか立志塾のことにつきましてお答えをさせていただきます。

この立志塾につきましては、2年で1期という形でやっております、今年度3期目の6年目に入っております。今年度は12名の方が塾生としておられると思いますが、その今、成果と言われましたが、その大きな成果というものは上がっていないかもしれませんが、その塾を通じて経営の、経営者としての自覚を持ってもらったりして、実際に店舗を出された方もおられますし、雇用をふやされておられる方もおられます。

今、入っておられる方も他地域との優秀な起業家との交流会も行ってございまして、今後も吉賀町内の経済の担い手の一役を担っていただけるものだという今願って、その塾のほうはさせていただきますお次第でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 立志塾を行ったとってすぐ成果が表れるわけではないというのは承知しておりますが、やはりそういったことも大事かとは思いますが、起業するという事はやはり大変大会社をつくるということはなかなか難しいですけど、やはり小さな町工場ちゅうことではないが、家庭でいろんなものをつくって、例えば漬物をつくって売る、それも一つの起業であり、そういった起業家が町内でたくさんできれば、やはりその起業家が1人、2人雇用すれば、10戸あれば10人、20人と雇用が生まれますので、そういった小さな起業に対しても、立志塾も大事ですけど、そういった支援をもっと、考え方をそっちのほうにも向けていただいでやっていただくような方向、また、そういうことをしたいという考えを持った人は、私、たくさん、いろいろ話していく中でおられますので、やはりそういったことも重要かと思しますので、今後ひとつ、そういった方面でもしていただきたいんですけど、いかがでしょうか、町長。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 立志塾の御紹介、状況も今報告をさせていただきました。やはり雇用創出というところから、本当大きくなくても小さい起業もしていただくのも大変重要でございます。

大事なのはやはり地域で稼ぐ、地域で稼げる。そういった環境整備をしていくのが行政としてのまず第一義的な仕事だろうと思しますので、そういったところを皆さんに気づきを与えたり、それから支援をしていただけるような体制をとっていきたいと思します。

そのためにも大小いろいろ助成制度、補助制度もございしますので、まずぜひともそういったところも活用させていただいて、起業に向けて住民の方はしっかりと頑張っていただきたいなというふうに思っておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 先ほど、吉賀町にはいろんなセールスポイントの中で、町長が言われましたように、道路もあり、縦貫も通っており、また近郊都市にも近くて大変恵まれた環境であり、きのうも町長、どなたかから聞かれたら吉賀町にはないものはないと、そういうことを聞いたと言われましたけど、やはり吉賀町はすごく環境には恵まれておると、私もそう思しますし、ないのはやる気の問題であって、ないのはやる気じゃないかと、その辺をやる気もひとつ、ぜひ町長も今からどんどん精力的にやっていただくということをぜひ決意していただくことをお願いしまして、私の質問を終わろうと思しますが、以上です。

答弁いただければお願いします。済いません。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） かつて、これ海士の町長でございますか、この町にないものはないということで、非常に私は感銘を受けました。吉賀町にもまさにそうございまして、ないものはないと思します。ただ、結局恵まれているからこそ、それがメリットじゃなくてデメリットに働い

ていたということもひょっとしたらあるのかなというふうに思っています。そこをしっかりと、掘り出しもしたりしてブランド化の話もさせていただきましたが、地域振興に向けて頑張っていたきたいと思います。

やる気のお話もございました。これもきのうお話をさせていただきましたが、まずは私自身が皆さんの先頭に立っているいろんなことに手がけていきたいと思いますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 割と、割とじゃなくてすごく積極的な御意見をいただき、今後町長に期待をするものでありますので、私どもも地域の皆さんと一緒に考えていき、また頑張っていこうと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で8番目の通告者、8番大庭議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） 引き続き9番目の通告者、6番、大多和議員の発言を許します。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 私は、今回3件の一般質問を通告しております。

まず最初の通告は、目安箱を各集会所に設置を。2つ目は子育て支援策に係る所得制限の導入は。3つ目は高齢者の医療費無償化を、です。

まず最初に、1番目の目安箱を各集会所に設置をについて質問いたします。この目安箱なるものは、テレビ番組などによりますと、江戸時代に将軍様が市井のみんなの意見を聞くために設置したということを書いております。そして、目安箱を開封するのも、将軍が直接これを開封して、市井の意見を聞くんだというようにテレビ番組がありますが、そういうことで目安箱が設置されておると聞いておりますが、この10月に実施された先の町議会議員選挙の中でも町民の皆様から多種多様な意見をいただきました。

町長も町内を歩かれた中で、いろんな意見を聞かれたことだと思います。私もこの選挙の中で感じたのは、まだまだ吉賀町の行政に対する町民の声が届いていないのだなということを非常に大きく感じました。

私たち議員が町民の皆様の声をも町行政に届けなければならないのですが、まだ届いていない。非常に非力を感じました。

町長は所信表明の中で、住民目線のまちづくりを表明されました。そこで、地域住民の声を聞くためにこの目安箱なるものを町内の全ての集会所もしくは公民館に設置して、住民の生の声を聞くというのはよろしいのではないかと思います。開封は町長、そして現在空席ですが副町長も

しくは教育長の町三役が直接目を通すということで、住民の生の声を聞くということがいいのではないかと思います。そこで目安箱の各集会所、公民館等への設置を提案しますがいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、1点目の目安箱を各集会所に設置をとということについてお答えをしたいと思います。

現在、町民の声を聞くための手段といたしまして、まちづくりの声の制度を実施をしております。これは、住民とともに築く参画と協働のまちづくりの一環といたしまして、意見や提言をお寄せいただくために所定の様式に記入し、郵送または役場窓口へ直接届けてもらうという制度でございます。住所、氏名が記載され、一定のルールを満たしておりますら、戸別に返信をしております。住所、氏名が記入されている個人情報であるため、その扱いには注意を要することになろうかと思っております。

各集会所へ目安箱をとの提案でございますが、集会所は地区住民の連帯感を高め、生活改善、研修等を町振興のために必要な事業の推進の場とするために地域住民の要望に基づき実施するとしており、比較的自由に町民の皆様が出入りできる前提の施設となっております。また、地区によっては施錠されていないケースも見受けられるところでございます。このため、設置するといたしましても、個人情報の保護のため、例えば郵便ポストタイプのような厳格な運用が求められることとなり、その収集の対応も即時性を求めることは難しいため、各集会所への設置については現状では困難ではないかというふうに判断しておるところでございます。

まちづくりの声の用紙は各自治委員を通して定期的に配付していくこととしております。郵便を利用すれば、町内であれば数日中に担当部署に届きますので、町民の皆様の積極的な活用をぜひともお願いをしたいというふうに考えております。

また、このまちづくりの声のチラシでも御案内をしておるところでございますが、メールでの意見も受け付けております。

まだまだ周知不足のところもあると思っております。定期的な用紙の配付やメール活用につきまして、広報、広聴の担当課であります企画課のほうにおきまして、今後の周知方法のあり方、あるいは頻度等につきまして、対応の検討をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、広報、広聴それから私の所信表明等でもありました住民目線のまちづくりということについて、1点だけつけ加えておきたいと思っております。

なるべく住民の方と直接のお話をする機会を設けたいということもございまして、町政座談会を今回開催をしていきたいというふうに考えております。まず、今年度につきましては、これから行政のほうも大変、予算編成あるいは3月の定例会等控えて多忙な時期を迎えることもござい

ますので、まず今年度のところでは年が明けまして2月の中旬に柿木地域でこの町政座談会を開催をさせていただきたいというふうに思っております。

さらに来年度におきましては、蔵木、六日市、朝倉、七日市、柿木ということで、各公民館単位で、最低でも5地区年1回は、最低申しあげました町政座談会を開催をさせていったらということで、担当いたします企画課の課長のほうへはその旨の指示をさせていただいておるところでございます。

当然この座談会には、私以下全管理職は出席をさせていただきまして開催するものでございます。多くの皆様から多様な御意見を拝聴したいというふうに考えておりますので、その節にはぜひ住民の方に多数お出かけをいただくようお願いを申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 町長は、目安箱なるものかわりにまちづくりの声を既に設置しているからと言われ、ただこれが郵送もしくは、ということですが、私は各集会所に鍵のかかった目安箱を置いておけば、住民の皆さんが気軽に投函できるのではないかと思っておりますが、なぜ、今までまちづくりの声というものをしとつても、そんなに選挙の間の中でも皆さんのこういう不満がこれだけ飛び出たのかなと思っておりますけども、それについて、ちょっと今のまちづくりの声だけでは不備ではないのかな、町民の声が届きにくいのではないかなと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まちづくりの声で全てが達成されるというものではないということは重々承知をしております。やはり、このまちづくりの声に対しましても、情報提供の仕方がまだまだずい部分があったり、先ほど申しあげましたが、頻度の問題であったり、そういった課題は十分あると思っております。

こうした書き物でなくても、これはまちづくりの声ですけど、直接、電話もしていただいたり、それでも結構でございますし、私は、先ほど申しあげましたように、まずは、やっぱり、行政のほうから出向くというスタンスが必要だろうということから、これまで数カ年、恐らくやっていなかったと思っておりますが、行政のほうが出かけて、各地区1カ所になりますけど、座談会の開催もさせていただきたいということでございます。その座談会の中で、今、議員がおっしゃるような、また、手法等で御提案があれば、そのような向きの検討もさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） ということで、町民の声を聞くということで、町政座談会を開くということですが、それは大いに評価したいと思いますし、ただ、中には、この座談会には出て、

意見を表明したいけど、私、恥ずかしいから行かないわとか言われるような方も多くおられます。これらの声をできるだけ拾えるような努力をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次に、2点目の質問に入ります。子育て支援策にかかる所得制限の導入はということです。きのうも、同僚議員も同じような質問をされましたが、私ももう一度質問します。

町長は、同じく所信表明の中で、学校給食費、保育料、高校生までの医療費の無償化を少子化対策の3本の矢として継続すると所信表明されました。3本の矢のうち、学校給食の無償化に関しては、同じく、先の選挙戦の中でも、町民の中からの抵抗感が多くありました。少子化対策として実施するのはわかるが、全員が給食費の無償化はどうか。所得制限があつてしかるべきではないのかという声が多く聞かれました。

国は、少子化対策としての子育てに関し、所得制限を導入した子育て支援策を策定しようと、また、実行しようとしています。国が、所得制限のある子育て支援策なるもの導入しても、吉賀町としては所得制限のない現行の支援策を継続していくつもりなのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の子育て支援策にかかる所得制限の導入はということについてお答えをしたいと思います。

少子化対策としての無償化でございますが、これは家庭の経済格差が広がっている中で、豊かな教育と保育が保障されることが吉賀町の魅力化につながるという、前町長の強い思いの中で実施されたものでございます。特に、給食につきましては食育という教育の一環でもございまして、全ての子どもたちが公平に制度の恩恵を受けることが大切であると考えております。

9番議員の質問にもお答えをしましたように、平成27年度から実施をしております学校給食費等の無償化、さらに、本年度から始めました新入生の制服、体操服の購入助成につきましては、来年度以降につきましても継続して実施する方針でございます。

国におきましては、平成26年度から、幼児教育無償化の段階的推進に取り組んでおりまして、先般、12月8日の閣議におきましても、新しい経済政策パッケージが決定をされまして、所得制限が大きく、これから緩和される方向で議論が進んでおります。今後は、国の無償化事業等を財源に有効活用しながら、子育て支援策の充実に取り組んでいきたいというふうに考えております。

御指摘のとおり、町民の皆様の中に、子育て支援に所得制限を導入することを求める御意見があることは重々承知をしております。ただ、私も、約4カ月間にわたりまして、後援会活動等で全町をくまなく歩かせていただきまして、住民の皆さんと、このことについてお話をする機会もあったわけでございますが、所得制限を導入することを望まれる声は、私は議員とは逆で、少数

であったというふうに認識をしているところでございます。仮に、所得制限を行うと、各家庭の経済格差を子どもたちに知らしめる可能性もあり、そうした教育現場への配慮も考慮する必要があると考えております。

子育てには、所得以外にも重要な要件、例えば、健康状態、家庭環境等がございます。支援に対する制限を設けるのであれば、それらのことも反映する必要があると考えております。評価の指標作成も困難を極めるということも十分想定されることもございますので、所得制限の導入を現段階で行う考えはないということを申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 教育環境、それから、子どもたちへの影響ということで、学校給食費の無償化は所得制限はしないということですが、ただ、お年寄りの中には、子どもは、私らのころはこうだったと。例え、親が金がなくても、給食費は持っていかにしたというようなことがあって、ただ、今の若い者の中には、私たちよりも金を多く、給料を取っているのにもかかわらず、給食費は無償ということで、それらのお金がその子どもたちの将来への資金とすればいいんですが、現在の、自分たちの生活が、特に、ぜいたく品に使われているというような意見も多々ありますので、これからの支援策に対してはそのあたりのことも重々承知して実行していただきたいと思っております。

その思いをいたしまして、3件目の質問に移りたいと思っております。3件目の質問は単純です。高齢者の医療費無償化について質問します。

昨日も、高齢者の現状等について同僚議員から同じような質問がありましたが、医療費に関して、町民の皆様の声は、年金収入だけなのに医者にかかり、医療費が高額だと。このままでは生活するのも大変だと。こりゃ、はようあちらへ赴いて楽になれというのかなという声があります。せめて、医療費が、子どもたちと同様に無償化されれば、我々も安心して暮らせるんだがとの町民の声があります。そこで、町内の80歳以上の高齢者の医療費を無償化するという政策は取れないものでしょうか。お伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、3点目の高齢者の医療費無償化をということについてお答えをしたいと思います。

75歳以上の高齢者につきましては、都道府県を保険者とする後期高齢者医療制度に基づき、所得区分に応じた医療費負担をしていただいております。

この後期高齢者医療制度の所得区分でいうところの低所得者1、2という階級があるわけですが、この低所得者1、2の方、それから、世帯の全員が住民税非課税者につきましては外来負担、個人ごとでは月額8,000円を上限とした負担。入院された場合についても、低所得

者1の方は月額1万5,000円、低所得者2の方は月額2万4,600円を上限とした医療費を負担する軽減措置が講じられているということでございます。

年金収入のみの高齢者にとって、医療費負担が生活費の中で過重となっている現状は理解できませんが、吉賀町の後期高齢者の約73%を占める全ての80歳以上の方を、町単独事業により無償化することは多額の財政負担を招くため困難であると考えております。

あくまで、後期高齢者医療制度に基づいた軽減措置がされた範囲において医療費負担をしていただくことで御理解をいただきたいと思っております。なお、年金収入だけでは生活に困窮している高齢者の方については、社会福祉協議会、それから、役場の保健福祉課が相談窓口としてその人の生活状況の相談に応じ対応いたしますので、御理解と御活用をぜひともお願いをしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 80歳以上が73%占めるということですが、逆に、80歳を、今度は85歳以上としたらどうなりますかと聞いても、恐らく計算されてないので、そういうことで回答は求めませんが、できるだけ、高齢者の方の医療費が安くつくように、今の低所得者1、2とかいう制限を持たなくても、町財政の中で可能な限り無償化できるような方策をぜひとも、これから考えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回の御質問は高齢者の医療費の軽減ということでございますが、昨日来、一般質問の中でもいろいろございました。これ以外にも、福祉で言いますと、障がい者の問題、いろいろあるわけで、児童福祉もそうでございますが、福祉全体をどうするかという枠組みの中で、財政的などころも含めて、支援策については総合的に検討させていただきたい。その上で、来年度の当初予算の編成、今、作業中でございますので、事務方のほうとしっかり精査をさせていただきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 町長の回答をいただきまして、暮らしてよしの吉賀町ということで、私たちもその努力を努めたいと思っておりますが、町当局もそういう暮らしてよい吉賀町を目指して、住民福祉への施策をより強固に強めていただくことをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 以上で、9番目の通告者、6番、大多和議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午前11時00分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

10番目の通告者、2番、三浦議員の発言を許します。2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） それでは、通告書に基づきまして、1点、質問いたします。本町にかかわる施設の整備はということで、本町にかかわる施設は、学校を初め、福祉施設、スポーツ施設等々、いろいろ施設があるわけですが、結局は何十年も建築等々していますと、劣化、その他のもろもろのことを生じまして、どうしても整備が必要だと。と同時に、最初に言いますけど、その整備によって、人口増または交流人口の増と、そういったことを含めて質問したいと思います。

このたびは、先ほど言いました本町にかかわる施設は数々あるわけなんですけど、その中で今回は、むいかいち温泉ゆ・ら・ら、それと六日市病院、この施設に関して質問していきたいと思っています。

まず、むいかいち温泉ゆ・ら・らにつきましてですが、これは以前、私も、一般質問で、ゆ・ら・ら玄関前の横の、もともとが足湯の場だったところなんですけど、それをどうにかしたらという質問もいたしました。いまだにその動きがないみたいですが、このたび、澄川喜一先生の彫刻の道が開設されまして、その後、何カ月かたっているわけですが、一応オープンしたわけなんですけど、皆様のお客さんの声からにしてもそうですけど、やはり昼間は彫刻の道、その彫刻自体が見えてくるわけなんですけど、夜は何もないと、真っ暗で何も見えないと、そういった意見も含めまして、今回、質問させてもらいます。

この彫刻の道につきましては、今言いました夜間の何もないということで、これは、この町の各地域の街灯と防犯灯等と一緒に考え方になると思いますが、やはり寂しいもので、やはりここは、彫刻の道というのは今からどんどん、ゆ・ら・らに関連しましてにぎやかな場所でないといけないと、見た目もよくないといけないということが、まず言えると思います。

前町長も、いろいろそういう企画も考えておられたところもあるみたいなんですけど、やはりその観光地に対して、人が見るものに対して、なおさらこのゆ・ら・らというのは夜もやります、営業しますんで、その中でやっぱり観光客が来て、彫刻の道というて一体何ですかと、真っ暗で見えないですと、そういったことにもなっておりますので、やはりこの時期、クリスマス等々いろんな行事がありますけど、夜間の期間を、今で言いますとイルミネーションの設備をすとか、いろいろな考え方があると思います。

先日、ちょっと耳にいたしましたけど、今の彫刻の道のフェンス関係の改善をすると、そういった今年度の工事がなされるということなんですけど、やはりもともとが、もともとから言いますと、

あその場所は澄川喜一先生の発祥の竹の竹林といいますか、そういったところもありました。ただし、そこは土地の状況が、地質がよくなって、なかなかそういったものが育たないと、そういった回答をいただいたわけですが、やはり、せつかく何千万円、今からトータルしますと億単位になるかもしれませんが、そういった整備することが、ただするだけじゃなしに、やはり地元の町民含め、また外部から来られる観光客、やはり観光客が、これは一体何なんだと、そういう感想を受けて帰るようじゃだめだと思いますし、そこはやっぱりこの吉賀町の代表たるものとして、皆さんが来られたときに、やっぱり機運が高まるといいますか、そういった雰囲気を出すのが必要じゃないかと思っております。

私個人的にもそうだと思っておりますけど、今までの、ずっと、吉賀町の観光関係、いろいろな行政見ましても、なかなかそういうセンスがないと、ただ箱物をつくった、それで終わりと、後の管理が全然なっていないと、そういったことが、よく私も考えることがありますけど、やはりせつかくお金を使ってつくったものに対しては、特に観光地に関しては、やっぱり見返りがそこそこあるような形に持っていけないと、幾ら投資をしてもだめなんじゃないかということで、まず、指摘として、この彫刻の道の夜間照明整備をまず進めたいと思います。

それから同時に、このゆ・ら・らは、今、もともとできまして、プール、温泉、レストラン、宿泊と、会議室と、いろいろな施設が、複合施設といいますか、そういうふうに捉えていいと思いますが、やはりそういったところに興味を持ちまして、外部からも町外からもお客さんも観光客も来られます。その中で、これは時代の流れといいますか、そういうことも含めて、これも町民の方々の声があるわけですが、今、全国的に展開しておりますルネサンス、皆さん多分御存じと思うんですけど、スポーツジムですね、ここでもやはりプールとかいろいろな、体を健康にするため、鍛えるため、そういったもののジムとなっております。この近辺でも、山口、周南市、広島等々、かなりの規模で、いろいろ、今、はやっているということになるかもしれませんが、やっぱりそういった波が来ております。

そこで、ゆ・ら・らも、ここまですっと運営しておりますが、彫刻の道と同時にそういったスポーツジムを増設、開設すれば、やはりこれも、ゆ・ら・ら自体の健康増進交流促進、こういった趣旨からもかなう話じゃないかというふうな、皆さんからも意見を受けております。

このスポーツジムというのは、ただ、先ほど言いました、体を鍛えるだけじゃなしに、やはりこれも年齢層が幅広く、子どもさんから高齢者の方まで全ての年齢域の方が利用できます。いろいろ私も聞きましたけど、先ほど言いましたのは、ルネサンスの件でもそうですけど、やはりコーディネーターとか、そういった方々も指導者もおられると思うんですけど、やはり高齢者に関しては健康状態を把握しながら、またそれを保つような、また元気にしていくような、そういったスポーツジムでの指導をされ、また、高齢者の方もそれに倣って体を鍛えていくと、それに

よって持病を持っていた人が完治したと、そういった話も聞いたこともあります。

そういうことで、彫刻の道もそうですけど、こういったある程度目先を変えて、発想の転換も必要なんじゃないかということで、このスポーツジムを今提案させてもらっているわけなんですけど、そういういろんな企画するたびに、結局それを新築、開設、いろいろとすれば当然お金が伴ってくるわけですが、その中でやはり財政のこともあり、いろいろな問題も出てくるかもしれませんが、やはり今の吉賀町の財政の中で、健全化の中でやっていくしかないんじゃないかなと私個人は思っていますが、これを先延ばししますと、どうしてもこの流行の時代も終わってしまいますし、やはりそこは吉賀町独自の施策で、そしてこの施設に関しても交流人口もどんどんふやすように、そういった意味で、スポーツジムを設営したらどうかという質問をいたします。

まず1点、今の彫刻の道の夜間設備とスポーツジムの設営について、町長のお考えを伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、本町にかかわる施設の整備はということで、ゆ・ら・ら関連について、まずお答えをさせていただきたいと思います。

まず、現在、澄川喜一記念公園彫刻の道として整備中の夜間照明設備の件について、お答えをしたいと思います。この公園は、当初の整備時において、踏み石横にライトを埋め込み、誘導灯のような役割を果たしていました。また彫刻にもライトアップの施設がありましたが、両方とも耐用年数を越えたことや、車両の通行による破損等もあり、現在は機能していない状況でございます。現在はフェンス等を整備中であり、また新たな彫刻を展示する可能性もあるため、これが完了した後には照明等の設置も必要だというふうに考えております。

次に、ゆ・ら・らにおけるスポーツジムの新設についてお答えをしたいと思います。むいかいち温泉ゆ・ら・らは、住民の健康増進と交流促進のため、吉賀町健康増進交流促進施設として整備したものでございまして、プールを併設しています。このプールは介護予防等の目的である水中運動教室でも利用され、年間約160日、延べ利用者数が約1,600人程度となっております。しかしながら、収支を考えると支出のほうが多く、経営面だけで考えると大変厳しい状況ではございますが、健康増進施設の一翼を担うものとして運営を続けている状況でございます。

議員御提案のスポーツジムについてでございますが、類似の機能を有するものを立戸にありますスポーツ公園に整備をしておいたわけでございますが、今は老朽化等によりまして機能していないというところでございます。

住民の皆様の健康思考は年々ふえつつあるという状況もありますので、今後スポーツジム設営に係る需要が高いというような判断に至った場合には、ゆ・ら・らへの設置のみではなくて、既存施設の有効活用、こういったことも含めながら、あらゆる可能性について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 需要があれば、高ければ、検討するということですが、結局は行政ですからそういった返答になるかもしれませんが、ある意味、民間で考えますと、やはりやるとしたらこの時期だということが当然出てくると思います。やはりその中には、今言われましたように、需要はどうか、地域性はどうか、あと利益率、そういったことも当然含まれてきます。ただ、やはりそういった世の中の波といいますか、そういった流れの中で対応していかないと、これはまず、きょうの提案が5年後になったとしますと、多分これは不可能だろうと、需要も少ない、やはり利益率も少ないと、そういったことも重々考えられます。やはりそこはもう町自体が、行政自体が踏ん切りをつけるといいますか、こういったタイミングでやっていくのが得策じゃないかと思っておりますが、やはりその中に、これから3年前に国のほうで地方創生と、そういった対策もとられました。当然この町も地方創生に関連しましていろんな施策を打ち出しておりますが、やはりそういった地方創生といいますと、今までと各地方がいろいろな特色を出して、先ほどの質問の中にもありましたけど、観光素材にしても、やればできることがたくさんあると思います。やはりその中でタイミングというものが、時期というものが一番大事になってくるんじゃないかと、私は思っております。

需要が高まればとかいうことは重々わかるわけですが、これが地方交付税、その関連、これからどんどん減っていきますけど、それじゃ、地方交付税が減って行って、もうなくなったらどうなるのかと、そうした場合は、当然、こんな今私が言っているスポーツジム、これだけじゃなしに、ほかの施設の企画にしても当然成り立たなくなります。やはり今の財政健全のときに本当に前向きに考え、実践していくことが一番大事かと思っております。

この町の一番悪いところは、実践がないということだと思います。前議員からも、やる気がないとかそういった話もされましたが、やはり真剣にこの町の将来を考え、10年、20年を見据え、ここというときにそういったことに対して半年や1年でできるものではないとは思いますが、やはりそういったこの町のための、まずは交流人口をふやさないとうちにもならないというところが出てくると思いますので、町長はその需要とかそういうことも言われましたけど、例えばこのスポーツジムだけじゃなしに、いろいろありますけど、そういったスポーツジムだけじゃなしに、ゆ・ら・らに関してこうしていかないといけないじゃないかと、こういう仕組みをつくらないといけないじゃないかという、そういったスポーツジムを含めまして、そういう必要性は感じておられますか、伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） ゆ・ら・ら自体の改善策という、必要性があるかないかということで申し上げれば、当然あると思っております。ゆ・ら・らは、御案内のとおり、議会でも議決をいただ

きまして、今、国民休暇村サービスさんのほうへ指定管理者としてお願いをしているわけですが、部門別で申し上げますと、あそこのプールが非常に経営面で苦戦をしているというのは、従来から全く変わっていない状況でございます。そういった状況もあるわけでございますので、今回御提案を質問の中でいただいたことは、大いに参考にさせていただきたいと思っております。その上で、今後のプールの利活用につきましては、今回御提案のありましたスポーツジムであったり、あるいはヘルスツーリズムであったり、そういったところとあわせて利用していくようなことも、やはりこれは考えていく必要があるかと思っておりますので、そこら辺の見きわめも今からしっかりやっていきたいと考えております。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） ぜひ期待したいところですが、最終的に、最後に言いますけど、このゆ・ら・らとスポーツジムの話ですが、やはりこの町には町外から来られる方、そういった交流人口の集まるところは、そういった温泉等々の施設がある、このゆ・ら・らしかない、そういう思惑で言ったわけですが、やはりそういった、これはかけ離れたところをつくっても、かなり危機感といいますか、そういったことも考えられますので、ある意味節約した、財源節約のために考えた場合にスポーツジムはどうだということで提案したわけですが、ぜひこの案を前向きにちょっと考えていただき、ぜひこれからの吉賀町のための施策として進めていただければと思います。

それでは、次に移りまして、次は六日市病院の関連で質問したいと思います。六日市病院におきましては、先日から2回ほど勉強会といいますか医療福祉を考える会と、あと、支援策に当たってという、ちょっと勉強会的な意見交換会といいますか、そういった、たまたま話合いがありまして、いろいろな意見が出たわけですが、それ以前に出ている意見もあると思います。その前提に、六日市病院は、もうかれこれ38年、今から迎えるらしいですけど、やはりどこの施設も先ほど言いました老朽化、いろいろな面で支障が出てくることは当然ながらのことですが、まずそういった面から言いますと、ああしてあの六日市病院も何年か前に耐震の工事をしたりとか、いろいろと対策を立ててやっていると思います。その中で、やはり人の命を救うところでありますので、それを第一優先に改善していくと。その中には、やはりいろいろなものがありまして、医療のことから、設備、環境のこと、いろいろ含まれておりますが、六日市病院も今いろいろ施策といいますか考えておられるところもあると思います。

一番私が、今回、質問しますが、ある程度、町民の意見も結構あるみたいで、身近なところなんですけど、まず今、六日市病院に、特に午前中なんですけど、外来の方とかいろいろ、今、車社会でございますし、ほとんどの方が車で来られる方が多いと言っているんじゃないかと思いますが、その中で、やはり駐車場が狭いということで、行ってもなかなかとめる場所がないから、

どこかよその駐車場を借りて、そして歩いていくと、そういった方々も、もう何年か前から病院自体にも苦情、クレーム、そういったものが多々あると聞いております。その中で、とめられないとかいうだけじゃなしに、中には、私も何件か聞いておりますけど、やはり狭いところなので、どうしても物損事故等々の事故も含んできます。やはりそういうところで、今、町民の方々がいろいろ困っておられるというところなんですけど、先ほど言いました病院のほうも今から設備関係をいろいろ考えているところではありますけど、駐車場に関してまではなかなか手がつけられないといったところもあると思われまして。ということで、病院に関しては、補助金、特別交付税等々の措置もありますけど、この駐車場に関しては喫緊の問題でありますし、その辺は駐車場の改善といいますか改修あるいは増設と、そういったことになると思っておりますけど、そのあたり、この吉賀町自体で整備すると、そういったお考えはないか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 2点目の病院関連の施設整備についてでございます。御質問の六日市病院の駐車場整備につきましては、利用者から、駐車場が狭く不便であり、通院等に支障を生じているため、病院としても今後数年かけて実施したい旨、設備更新計画の中に盛り込まれております。

しかしながら、開院当初から更新されていない設備の中には、患者への医療サービス水準や安全性確保のため優先的に更新しなければならないものが多数あるわけでございます。来院者の利便性の向上のため、駐車場整備の必要性は十分に認められるわけでございます。現在は、六日市病院の財産でもございますので、限られた財源の中で大変だとは思いますが、優先順位を慎重に検討していただきまして、計画的な設備更新を行っていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） そういった答弁が来るとは思いましたが、まず、これは考え方の違いだと思います。先ほどの質問とちょっと関連してきますけど、この吉賀町として、吉賀町と関連のある施設に関して、確かに所有者が違う、経営が違う等々のいろいろな考え方があると思いますが、これから10年、20年を見据えたときに、今現在も含めてですけど、まず、この病院がなくてはならないものか、そうではないものかというところから考えますと、当然答えは出てくると思います。

今、社会医療法人石州会と、そういった形で経営されて運営されているわけですが、数々、ほかの吉賀町内の施設も考えますと、最近ではサクラマス交流センターと旧備中屋の解体工事、これは関係はないと言われるかもしれませんが、そういった町民の声に対して、せっかく吉賀町が腰を上げてやってきたわけですから、やはりその中には町民の意見が伴いますし、と同時に、

この案件に関しては町としてやらなくてはいけないと、そういったことで、先ほど言いました交流センター、備中屋に関しましても、また真田グラウンドもそうかと思われまうけど、町の関連する施設の将来を見込んで投資したと、そういった考え方でいいんじゃないかと思っております。

いざ、直近でそういった駐車場をふやしてくださいと、そういった要望があるわけですが、それをはなから受けないでは、町民もなかなか納得できないところもあると思います。

もう一つ、やはりいろいろな、この六日市病院、吉賀町だけではなく他の病院はどうかと、公立病院とかいろいろ考え方もあると思っておりますけど、隣の津和野町、前、質問したこともありますけど、津和野町では十三、四億円かけて町が土地建物を買い取り、そして今、運営をしております。町からの補助金も毎年出していると、こういう、簡単に言えば優遇された病院もあると思っております。

しかしながら、やはり津和野と一緒にするというのは、それは難しい話かもしれませんし、しかしながら、やはりいろいろ考える会とかそういった中でも言われましたが、大体、町から4億円、5億円の補助金があると、全部が全部じゃないですけど、大体平均してそれぐらいの、各病院に対して町からの4億円、5億円の補助金があると、そういったところで、皆、運営されていると思っております。また、ましてや来年になりますと医療介護の改正も伴いまして、またこれもかなり全国的に医療関係もきつくなってくる場所もあると思っております。やはりそういった背景も含めて、やっぱり喫緊の課題である、病院ですから、人の命を助けるのが一番でありますけど、やはりそういった環境面に関しても、行政として手を差し伸べてやるべきじゃないかと思っております。

まずは見方として、町長の所信表明にもありました、やっぱり中心的な機関なので、中心的ということは、やっぱりこれもある意味公的な機関として、公的病院として見直すといいますが、公的病院として考えていくべきじゃないかと思っておりますが、その辺の考え方をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 答弁をさせていただきますが、もし漏れがございましたら、また御指摘をいただきたいと思っております。

まず1点目でございます。何はさておきまして、これまで何回も申し上げておりますし、所信表明でも申し上げましたように、六日市病院の位置づけにつきましては、やはり医療介護、さらには、特に小さい町でございますので、雇用の面からもこの病院につきましては非常に大きな大きな社会資源であるということは繰り返して、申し上げておきたいと思っております。

それから、病院自体の施設設備の更新計画、手持ちの計画を担当課のほうから私も資料を拝見させていただいたことがあります。29年度以降で病院の関係の備品設備等で6億円ぐらい、どうもあるということをお聞きをしております。その中に、今回御指摘のありました駐車場の整備もあるんだということで、その金額相応のものが上がっていたわけですが、そうした

病院のほうも非常に抱える課題が大きいというところは認識しているところでございます。

そうした中で、要望書もいただいておりますので、今年度いっぱい切れまして、来年度以降の、30年以降の第4次の支援計画を今検討中ではございまして、またしかるべきときには議会のほうにも御説明なりお諮りをさせていただこうと思っております。

やはり、その根底は、冒頭申し上げましたように、吉賀町にとって非常に大きな社会資源であるということ、加えて、公的な部分も兼ね備えた社会医療法人であるということ、やはり見据えた上というか、それをベースラインに、考え方の根底に置いて支援計画を考えていかなければならないということは、当然のことではございます。

それから、お隣の町の津和野町さんとの橋井堂さんとの比較がございました。これは、やはり六日市病院と、もともとの厚生連が経営をしておられた病院の成り立ちがまず違うというところは御理解をいただきたいところでございます。その上で、六日市病院に限定をしまして、今、吉賀町が持っている財政的な体力の中で可能なところの線を見定めて、その中で第4次の支援計画をどうにか汗をかいて関係者と協議をしながらやっていこうということでございますので、この内容につきましては、またいろいろところで御議論をいただきたいと思っております。

最後のところで、診療報酬の改定の話がございました。今、新聞等でも報道しておられまして、どうも固まったようではございます。介護報酬につきましては、来年は0.54%アップになって、逆に診療報酬のほうは、ドクターのいわゆる技術料に係る本体部分と言われる部分はアップするんですが、薬価が下がって、総体的にはマイナスの0.9%だったと思っております。そうした状況でするので、患者の方の負担額は幾らか下がると思うんですが、病院自体の経営から言うと、また厳しくなるということは間違いのないわけではございますので、そこら辺は、先ほども申し上げました第4次の支援計画の中で、こういった形でそれを酌んであげるか、吉賀町の財政の許す限りの中で、そこをしっかりと見定めて支援なりをさせていただきたいと思っております。

今回質問のございました駐車場のことにつきましても、今の財産自体は病院にあるわけではございますので、財政支援をする中で、病院が優先順位をつけていただいて改善をとっていただくというのが基本的なスタンスであろうかというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 確かに言うとおりでありますが、もう1つ、最後に、病院の横に、こぼと保育園がありますが、これも先ほど言いました意見交換の中で、ある方から意見が出まして、吉賀町も今、保育所関連でいろいろ補助金も出ていると思っております。子育て支援の一環でやっているところでありますが、こぼと保育所においては、その補助金がないと。そこら辺も、今からの地方創生じゃありませんけど、吉賀町の全体を見据えた上で、やはりそういったある程度のおおらかな感覚で、また、この町が、結局は補助金がないことは、町外からの職員の方が来られ

る、その子どもさんが、こぼと園へ入られると、そういった関係で、規律上そういった補助金がないということになっているとは思いますが、やはりそこは町独自で、先ほどの駐車場もそうですが、吉賀町全体を見据えて全体がよくなれば、当然、町民もよくなることでありますので、そういった関係も含めまして、まず、こぼと保育園については、そういった措置ができないかと、そこら辺を伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） こぼと保育園に対する支援の方法でございます。制度的なお話を、まずさせていただきますと思うわけでございますが、こぼと保育所につきましては、病院で働く従業員のための福利厚生施設でございまして、認可外保育所の位置づけでございます。利用に当たり、1カ月1万円の利用料、保育料が必要となりますが、ここでは、実施困難な夜間保育など、夜勤で働く従業員の皆さんの必要性に応じた保育が実施されているということでございまして、そうした利便性があるため利用料1万円が生じているため、利用する児童の保護者の皆さんからは、六日市病院を通じて、本町が行っております保育料の無償化施策の対象にしてほしいという声が、要望が届いたということは承知しているところでございます。

本町の保育料無償化制度は、子ども・子育て支援法制度適用施設であります認可保育所で実施可能な制度であるため、認可外保育施設のこぼと保育所で同様の制度適用はできないということでございます。

また、認可外保育施設であります、県から補助金の支給を受けておりまして、病院負担にして利用料を一律に無償化することは、制度上できない状況でもございます。しかし、六日市病院においても医療従事者が慢性的な人員不足でございまして、人員確保は喫緊の課題であります。このことは、六日市病院だけでなくして、介護事業者も同様に従事者確保が喫緊の課題となっております。

今後、医療・介護従事者の確保対策として、施策として、各事業者から御意見を伺い、費用対効果が高い従事者確保施策の協議を行っていききたいということでございます。ですから、保育料の無償化というのは、制度上できないということでございますが、仮に、もしできるすべがあるとなれば、やはりその医療・介護従事者を確保するための施策として、いわゆるその病院に限って言うと、今ある支援計画の上乗せ部分とかそういったことで考え方を変えて、別の切り口でやらないと、制度上やっぱり無理がありますので、その点は御理解をいただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 制度上なかなか難しいところもあると思いますが、やはりそういった難しいこともやるのが行政、この町議会でありますので、いろいろな案を出し合いながら、

この吉賀町の発展のために、事を進めていただければと思います。

先ほどからいろいろ言いましたけど、やはり町と民間、そういったものは、全く、水と油とい
いますか、違った性質があります。しかしながら、今、地方創生が叫ばれている中、そこは官民
一体でやっていかないと、やはりこれからの将来、なかなか町自体も、人口の面にしましても、
仕事の面、いろいろな面に関しまして、支障を来すのは、もう当然であります。やはりそこは考
え方をいろいろ出し合って、考え方を換え、そういった本町独自の仕組みをつくるのが一番肝要
ではないかと思っております。

やはりこれからは、町は町、民は民という、官は官、民は民ではなくして、やはり官民一体と
いうこともありますけど、やはりそこは切磋琢磨するという意味で、前にも言いましたけど、株
式会社吉賀町と、そういった意気込みで、そういった実践をして、案を出しながらやっていかな
いと、この町も活性化は望まれないんじゃないかと思っております。

というところで、またいろいろと制度の面とかいろいろあるとは思いますが、またこういっ
た事案も出ると思いますが、また質問させていただきます。ということで、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、10番目の通告者、2番、三浦議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午前11時52分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き午後の会議、一般質問を続行します。

11番目の通告者、4番、桑原議員の発言を許します。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 私は3点ほど通告しております。

まず、最初の質問をいたします。町長におかれましては、今定例会初日に所信表明を行われま
した。その所信表明から一体感の醸成についてお聞きします。

町長におかれましては、立候補の表明以来、スローガンとして一体感の醸成を掲げられていま
す。旧六日市町、旧柿木村の合併後12年が経過しました。住民の目線のまちづくりを実現する
ため、まちを一つにとのスローガン、このことは非常に大切なことであると感じ、思います。

そこで、一体感が必要、あるいは欠如と感じた出所についてお聞きします。

また、一体感を醸成することの意義、方法についてもお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、桑原議員の町長所信表にある一体感の醸成はということで、
まず2点についてお答えをさせていただきたいと思いますが、まあ少し長くなるかわかりません

がお許しをいただきたいと思います。

まず、一体感の醸成が必要と感じた出所、出どころについてお答えをさしていただきたいと思っています。

このことは、あくまで私自身の捉え方でありまして、町民の皆さんが一様にそのような思いを持っておられるというものではございませんし、もちろんそのことを強要するものではございません。この点につきましては御理解をいただきたいと思います。

私は、ことしの7月から始めました後援会活動や選挙運動を通して、一貫して一体感の醸成を果してまちを一つにしたいと、こういった思いを申し上げてまいりました。また、先ほどもございましたように、本定例会の冒頭のところで所信表明においても同様のことを申し述べたところでございます。

私は平成の町村合併の折に、法定協議会の事務局長の職を仰せつかることとなりました。小さい自治体同士の合併ではありましたが、協議を進めていく中では一言では言い尽くせない多くの困難な課題がありまして、紆余曲折の連続でございました。しかし、両町村の議会、民間有識者の皆様の賢明で真摯な御議論のお陰をもちまして、めでたく合併調印式をへて新町の吉賀町を誕生させることができました。

私は、この合併議論の中で時の事務局長として一番大切にしてきたことは、これまでの両町村の取り組み内容を深く尊重し、お互いに不足する部分を補完するものでなければならないということでありました。私は、このことがまさに一体感の醸成であると考えております。そして、合併事務の中で策定いたしました吉賀町の将来像を描いた新町建設計画、この中でもこの一体感の醸成の精神は一貫して踏襲されているわけでございます。

この新町建設計画にも記載してありますが、両町村の取り組み内容を深く尊重し、お互いに不足する部分を補完する、このことがまだまだ達成されていない、そのように私は感じているからでございます。私は、合併事務を預かり、そして当時の両町村の住民の皆さんに事務方としてお約束をしたこの一体感の醸成を果すことが自分に与えられた使命であると考えているわけでございます。

次に、一体感を醸成することの意義、それから方法についてお答えをしたいと思います。

まず、一体感を醸成することの意義につきましては、先ほど申し上げましたとおり、合併前の両自治体の特性を生かしたまちづくりを行うことによって、全町エリアにおいて地域をさらに発展させること、まさにこのことに尽きるんだろうと思います。

そもそも、平成の大合併の流れの中で、なぜこの2つの自治体が1つにならなければならなかったのか、そのことを今一度振り返る必要があると考えております。

平成12年ごろから始まった国による合併推進は、人口減少、少子化、少子高齢化の進行、地

域産業の停滞と雇用不安、さらに地方交付税に依存する厳しい財政運営など多くの課題がある中で、そのことを克服するために財政の健全化への対応、自主性、自立性をもった行政への対応、そして地域をさらに発展させるという合併への必要性の高まりから合意に至ったものでございます。

したがって、一体感を醸成するということの意義は、合併の本来の趣旨、目的を全うするという事ではないかと私は考えております。

次に、一体感を醸成する方法についてお答えをしたいと思います。

私は、継続性と変革を意識しながらも一体感を醸成を果してまちを一つに、このことをまちづくりのスローガンとして掲げております。誤解があってははいけませんので、あえて申し上げておきたいと思いますが、まちを一つにというのは、決して全町民の皆さんに同じことをしていただきたい、どこの地区も同じ活動をしてもらいたいという意味では決してございません。そのようなまちづくりをしても意味がありませんし、町に活気は生まれえないというふうに思っております。

私が目指すまちづくりは、例えば町内にある5つの公民館ごとに特色ある地域づくりや独自性のある活動をしていただきまして、お互いが切磋琢磨してもらい、そのことによって結果的に吉賀町全体が元気になり、よくなっていくというイメージであります。

したがって型にはまった画一的な意味でまちを一つに、そうすることでは決してございません。むしろいろいろな方が、いろいろな地域で、そしていろいろな形で活躍していただきまして、町民一丸となって吉賀町全体を盛り上げていただくという機運で一つになろうということでございます。この点について御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 町長の答弁について、また私も全く同感でございまして、この一体感を醸成、醸成とは機運、雰囲気、そういったものを次第につくり出すこと、醸し出すことでございます。その醸成をただ旧両町村のみならず、全町にということですが、目的は一つの町、これはそこに持って行く方法は地域によって違うものがあると思います。

そこで、ちなみに旧六日市町、旧柿木村、この明治時代に市町村令が施行された1889年——明治22年4月1日ですが、この島根県では1市8町296村、旧六日市町では4つの村があったわけですね。それが1970年——昭和45年ですか4月1日時点は六日市町は一つになっております。こうしたことと、旧柿木村は施行依頼ずっと一つの村でございます。両町村を考えてみますと、いろいろな歴史、環境、産業、文化等それぞれ特色がある町村でございます。このことについて一体感を求めるということについて大変な私は事業と言いますか、大変なことだと考えておりますが、しかし、吉賀町ちゅうのは、今、合併して一つになったわけです、頭は一つです。これで、その吉賀町をよくしていこうという、まちづくりは一つの結果です。

そのためにいろいろな各地域がいろいろな特色をもって、そうした目的に進んで行こうということでございます。

それで、一つの旧柿木村っていうか、柿木地域には分庁舎方式であり分庁舎があります。私は、こうした合併協議の内容、先ほども町長言われたように、そうしたことについても継続性を求めるものでございます。

そして、合併の条件であります対等合併であることについて、そうしたことについても、これは吉賀町ちゅうのが頭にあるわけですから、その方策あるいは対策について、町長はどのようにお考えでございましょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど私は、ある意味精神論的なお話をさせていただきましたので、つかみどころがなかったかと思いますが、やはり今おっしゃられましたように、まちを一つというのは、並大抵のことではないというのは私は重々承知しているつもりでございます。

であります、あえて後援会活動を通して一貫してそのことを申し上げておりますので、向こう4年間しっかり頑張っていきたいと思っております。

御紹介もありました旧柿木村は、有史以来115年間合併せずに単独村制を続けておられた。片や旧六日市町は昭和の合併を3回、平成29年から、失礼しました昭和29年から31年まで3回繰り返して、当時の六日市町の形になっている。それが両町村が一緒に平成17年になったということでございますので、歴史も違えば、その自治の成り立ちも全く違う、そういった異質のものがあの環境の中で合併をしたということでございますので、そこはお互いに歴史なり、育まれた環境をしっかり理解をしていかなければならない、そうでないとやはりまちは一つにならないというふうに思っております。

それから、独自のまちづくりというお話もございました。先ほどもちょっと申し上げましたが、それぞれ特色あるまちづくりを私は公民館単位でやっていただければそれでいいと思う。むしろ5つの地区が違ったほうが特色が出ていい、それで吉賀町全体が元気になれば私はそれでいいと思うんです。

例えば、蔵木はもう数年前から蔵木フェスタという祭りがあります。六日市は最近若い方が中心になって野外音楽というイベントも始められました。それから、朝倉につきましては、注連川、朝倉、それから蓼野、三郷まつりですか、そういった祭りがありますし、七日市地区は七力祭りもあります。まあ、柿木はああして手づくり自治区が民間の力で出来たということで、非常に頑張っておられる。いうことで既に新しいものをつくらずとも特色のあるまちづくりができておりますので、そこをいかに盛り上げていくか、いかに行政のほうが支援ができると、そういったスタンスをそれぞれ頑張っただけければ、まだまだいいまちづくりが私はできるというふう

に思っております。

ですから、しっかり公民館単位で頑張っていたいただいて、そういった思いもありまして所信表明でも申し上げましたが、公民館のあり方をこの際しっかり、もう一回検証さしていただいて教育委員会部局と町長部局がいろいろなことを出し合って、検証し合って、よりよい公民館のあり方を考えていただきたいということで、これもそれぞれの管理職のほうへ指示をしているところでございます。

これまで何十年も続けてきた制度でございますので、それを幾らか軌道修正するにはやはり時間がかかると思います。今しばらく、その制度設計につきましてはお時間をいただきたいと思っております。

それから、合併協議のお話もございました。平成13年から旧柿木、旧六日市町で合併の事前協議から始めました。御案内のとおり平成の大合併の折には、もともとは鹿足郡の4カ町村、津和野、日原、柿木、六日市でこの4つで合併をしようということで協議を始めましたが、残念ながら役場の本庁舎の問題で破綻をいたしまして、もう1回出直しをさせていただいて、津和野、日原、こちらについては、柿木、六日市で合併協議を始めたということで、とりわけこちらの柿木、六日市の合併につきましては、法定協議会の前段で既に事務的な事前協議会をつくらしていただいて、その事前協議会の中で一定程度の合意事項を決めて、それをベースに法定協議会に移行したという経緯がございます。そして、数カ月間の事務協議、事務処理をさせていただいて、合併協定項目が定まって調印をさせていただいたということでございますので、私はあの当時に協議で決めました協議事項、決定事項については非常にやはり重たいものがあるというふうと考えております。ただ、あれから10年以上、もう12年、13年目に入っております。やはりその考えなければならないのは、時代に流れであったり、時代の趨勢であったり、やはり住民の方が要請する部分がさま変わりしておりますので、そこはやはり柔軟に対応して行く必要が私はあると思っております。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 時代の流れというものがありますので、そうした合併協議のことについては、適宜考えなければならないとは思いますが、当面の間は私は一応、合併協議を遵守していただきたいと思うわけでございます。

それで、一体感の醸成についてですが、私は1つは情報を各町民ができるだけ速やかに共有できることはやはり一体感の醸成につながるのではないかと考えております。今、伝達ではケーブルテレビあるいは防災無線等ありますが、先般行われた選挙、投票日あと開票とつなぐわけですが、その開票結果のそうした情報が途中途切れておりまして、なかなか速やかな最終結果の状況がわからなかった。開票場ではそういう状況がいろいろな手違いがあったかもわかりませんので

わかりますが、その放送を聞いている住民の方には何がどうなってその開票がおくれているのか、そういういつ終わるのかちゅうような情報が途切れておりました。

また、実は今、柿木地区では新南陽津和野線の改良、交通安全施設の工事が行われております。そして、新たに相生橋の橋台の建設も入ってまいってきております。そうした状況により、かなり新南陽津和野線の交差点の改良において、かなり工期がずれ込んで再々延期になっておるわけでございます。こうした状況をまあ地域の議員である私にもかなり苦情が入りまして、いろいろと建設水道課のほうへ再々行っているいろいろしたわけですが、そうしたなぜこう今なって、これがいつ工期があるのか、こうした情報が地域のその対処している地域の住民にはある程度情報が出とるわけですが、その路線を利用している方には情報がない、入らないという苦情もあっております。そうした情報を速やかに伝達することは、醸成の一つの方法ではないかと思いますが、いかが考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私が的外れなことをお答えしたら後ほどまたお尋ねいただきたいと思いますが、まちを一つにするための手段として、やはり情報の共有化というのは当然必要でございます。一例としてケーブルテレビであったり、それから防災行政無線であったり、それからお話にはありませんでしたが、あとは紙媒体での広報であったり、いろいろな手法があるんだろうと思います。選挙の開票の折にちょっと御迷惑かかったようでございます。ちょうど私はそのことは承知をしていなかったわけでございますが、当然そういったことがあってはいけませんので、正すべきところはやはり正していかなければならないと思います。

それから、公共工事の遅延の話がございました。そういったもろもろの情報の開示であるとか、情報伝達の方法をもう一工夫というお話だろうと思います。当然のこととして受けとめて、そういったことの今後の対応の仕方については検討もしながら改善をしてみたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） それと、今の情報の共有することと、あるいは今から行われる、今現在進められている事項、あるいは施策について、そうした関連の、とにかく事前協議とか、いろいろな住民に対する情報を早めに公開していただきたいと、かように思っております。

そして、この一体感の醸成について質問の要旨にはございませんが、この醸成について、ものすごく深くかかわりあるのが人事案件でございます。町長は副町長の職を辞してから6カ月、副町長は未だ決まっておりますが、この一体感を醸成するに当たり、副町長の役割はかなり大きなものと考えておりますが、そのことについて関連がありますのでお答えいただけますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） お話ありましたように、私が本年町長選への立候補をするという思いの中で、大変前町長には身勝手なお話もさしていただいて、6月の末に副町長を辞職いたしました。その間、今日までのところで6カ月間——半年間、副町長不在ということでございまして、職員はもとよりでございますが、住民の方、議会の皆さんのほうには大変な御迷惑をおかけしているのは重々承知をしております。そういったこともございまして、就任以来、私なりにいろいろな人選なり、考えをめぐらせていただきまして、先般のところで考えがまとまっておりますので、明日の最終日のところで、人事案件については御提案をさせていただきたいというふうに思いますので、その節にはどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） それでは、2点目に移ります。

公共交通網の見直しということで、この町内の交通網でございますが、これは昨日、本日といろいろな各議員の方で質問されております。この公共網の見直しについて9月15日、経済常任委員会より調査報告書が上がっております。所信表明の中にもありました、この町内の公共交通網については検討をし直すとありましたので、今朝ほどまでの答弁にも、それを再々言われておりますので見直しについては質問置きますが、その中で1つほど単純な問題があります。これは住民の方から柿木六日市間の交通の中で、上りは朝ですから2便も間に合うように行けばいい、ただ帰りの昼間の便が少ない、時間帯が長い待っている時間帯が長いと、ちなみに六日市交通さんのおける広域線は、朝1便、夕方1便だけです。それで石見交通さんは、6便ありますが、昼間10時2分、六日市発益田行が10時2分、そのあと1時17分、この3時間という空白の時間があるわけでございます。

ただ、今回そういった話をされた方は病院に行かれて診察を受けて、ほとんど毎日のように行かれる方でございます。その10時2分の時間に間に合わない、それで1時過ぎまで待つ、その3時間というのはものすごく苦痛だということでございます。この何とか見直しの中に入れていただくのがいいんですが、ただ年寄り、高齢者の方でございまして、早急な対策をぜひしてほしいということでございますので、ただ企画課だけではなく保健福祉課、総務課そうしたことで対応がとられないものか、臨時的な処置はできないものかどうか伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 公共交通網のあり方について、具体的な御指摘もいただきました。今言いました石見交通も10時から11時の便につきましてもそうでございますが、それから下りも昼から便が非常に悪い、時間あくという話も担当のほうからもお伺いをしているところでございます。

そこら辺を含めて当然、所信表明のところで申し上げました地域交通と域内交通のあり方につ

いては検討いたしますし、それからほかの議員のほうからは料金のお話もございました。そういったことを一体的に話していかなければならないというふうに思います。

ただ、これは担当する企画課だけで当然、解決するものではございません。役場の中の保健福祉課であったり、あるいは子供さんの通学ということになれば教育委員会もあります。当然、住民の方それから交通事業者の方、あらゆる方にお出かけいただいて協議していかなければならないと思います。

とりわけ、先行してできないかという御提案もございますが、そのことも含めて検討していく中で、まずはここは早い段階で改善をして走らせていったほうが良いということがあれば、それは当然、対応ができるわけでございますが、現段階でそれじゃあそこを先行してやるというお約束もできませんので、まずは全庁的に話をさせていただき検討会議あるいは地域公共交通会議の中で十分協議をさせていただいて、その上で対応可能なものは順次、実行に移していきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 早急に対策を願うものでございます。

3点目に移ります。

柿木地域の公共施設はということで、柿木地域に老朽化している柿木地区の基幹集落センター、老人福祉センター、そして現在は廃止している旧柿木中学校校舎、地域間交流施設、旧柿木歯科診療所と公共の行政の建物でございますが、このあり方について、今後の予定について町内検討会を立ち上げるとの答弁をいただいておりますが、現在状況と町長そのことについての考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして柿木地域の公共施設のあり方についてのお答えをさせていただきます。

このことにつきましては、本年3月の定例会の一般質問におきまして、柿木中心部の総合的な整備計画策定をという御質問がございました。その後、6月5日の全員協議会におきまして、吉賀町柿木地域公共施設のあり方等検討会の設置についての御説明を申し上げたところでございます。

検討会は、これまで3回開催をされまして一般質問にありました老人福祉センターはとの湯荘、柿木の基幹集落センター、地域間交流拠点施設、それからそれに付随いたしますグラウンド、さらに近傍にあります旧柿木の歯科診療所、こういったところを対象に、これらの施設に係る5つの役場の部署、具体的に申し上げますと柿木地域振興室、産業課、企画課、総務課、教育委員会、この5つの部署でございますが、それぞれの管理職と担当者によりまして10名で検討に

当たっているところでございます。

検討するに当たりましては、全員協議会で申し上げましたように、第2次まちづくり計画、それから公民館施設整備基本構想、こういったことを踏まえて検討を進めておりまして、この中ではどの湯荘と基幹集落センターにつきましては、それぞれ耐震補強診断の要検討施設とされております。現在、検討会では耐震診断等について検討を進めているところでございます。

その他、地域間交流拠点施設等の施設につきましても、そのあり方について検討しているところでございますが、現時点において御報告できる状況にはないと判断しております。

今後、申し上げました、この検討会、鋭意開催をさせていただきまして、行政としての方向性が見定めができた段階で改めてまた全協議会等で御説明なり、御報告をさせていただきたいと思っておりますので、今しばらくお待ちいただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 現在まだ検討中ということでございますが、今個々の建物について質問しますが、町長としてはその今のある建物でも、そうした使えるところによっては一部でも使用してもいいとか、それとか民間に出してもいいとか、町長自身の考え方ちゅうことは持っておられますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私がそれを発言いたしますと、検討会の存在意義がございませんので、あくまで今開催をしております検討会の議論をまず待つてですね、その上で私のほうが判断をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） はい、わかりました。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、11番目の通告者、4番、桑原議員の質問は終わりました。

○議長（安永 友行君） したがって、以上で本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦勞でございました。

午後1時38分散会
